

鳥取県公益認定等事務処理要領

平成 20 年 12 月 1 日第 200800134193 号行政監察監通知

- 第 1 章 総則
 - 第 1 趣旨
 - 第 2 定義
 - 第 3 事務の分担処理等

- 第 2 章 公益認定等に関する事務処理
 - 第 1 趣旨
 - 第 2 公益認定の申請に関する事務
 - 第 3 認定後の申請に関する事務
 - 第 4 公益法人の監督に関する事務

- 第 3 章 移行法人の監督に関する事務処理
 - 第 1 趣旨
 - 第 2 申請等に関する事務
 - 第 3 移行法人の監督に関する事務

- 第 4 章 雑則
 - 第 1 情報公開に関する事務
 - 第 2 書類の受付等に関する事務

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この要領は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）による公益認定、公益法人及び移行法人に係る監督に関する事務等の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

1 公益法人

一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）のうち、認定法第 4 条の公益認定又は整備法第 44 条の移行認定を受けた法人をいう。

2 移行法人

整備法第 45 条の移行認可を受け、移行の登記を完了した一般社団・財団法人のうち、公益目的支出計画実施完了の確認を受けていない法人をいう。

3 所管課

法人がその目的とする事業に関連する事務を所管する課室等（本庁各部（局）又は県教育委員会事務局若しくは県警察本部に置かれた課室等に限る。）をいい、当該目的とする事業が 2 以上の課室等にわたる場合にあっては主たるものに関連する事務を所管する課室等をいう。

4 総括課

認定法又は整備法による法人の監督に関する事務を総括管理する課室（行政監察・法人指導課、県教育委員会事務局又は県警察本部の所管課）をいう。

5 審議会

認定法第 50 条の規定により設置された鳥取県公益認定等審議会をいう。

第 3 事務の分担処理等

1 事務の分担等

(1) 事務の分担

ア 所管課においては、公益認定に係る事務その他この要領で定める所要の事務を処理するものとする。

イ 総括課においては、公益法人及び移行法人に対する監督の事務のうちこの要領で処理することとされたものを処理するものとする。

ウ 行政監察・法人指導課においては、所管課又は総括課の行う事務に対する総合的な助言、調整等を行うほか、審議会の事務局としての事務を処理するものとする。

(2) その他

所管課と総括課においては、互いに協力して法人の適切な指導監督を行うものとする。

2 事務の管理

事務の管理に当たっては、内閣府と都道府県で共同利用する公益認定等総合情報システム（以下「PICTIS」という。）を活用するものとする。

第 2 章 公益認定等に関する事務処理

第 1 趣旨

公益認定及び公益法人の監督に関する事務については、この章に定めるところにより処理する。

第 2 公益認定の申請に関する事務

1 公益認定の申請

- (1) 所管課は、認定法第7条の規定に基づく公益認定の申請を行おうとする一般社団・財団法人から申請の前に相談を受けるように努め、事務手続きが円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。
- (2) 所管課の長は、認定法第7条に規定する公益認定申請書の提出があった場合は、形式審査（必要に応じて申請書類の補正又は修正を求めるものとする。）を行った上、必要に応じて、認定法第8条の規定に基づく関係行政機関等（許認可等行政機関、県警察本部長等）への意見聴取を知事の名において行うものとする。
- (3) 所管課においては、認定法第7条に規定する公益認定申請書を提出した法人（以下「公益認定申請法人」という。）からの提出書類、関係行政機関等からの意見等により、欠格事由の該当の有無を確認し、欠格事由審査結果概要を作成する。
- (4) 所管課の置かれた部の長（県教育委員会事務局にあつては県教育委員会教育長、県警察本部にあつては県警察本部長とする。以下「所管部長」という。）は、申請について、公益認定申請法人が認定法第6条に規定する欠格事由のいずれかに該当する場合を除き、申請概要書及び諮問書を作成の上、認定法第51条において準用する認定法第43条第1項の規定に基づき、許認可等行政機関の意見を付して、審議会へ諮問を行うものとする。なお、欠格事由に該当する場合は、審議会への諮問を行わず、知事（所管課が県教育委員会事務局又は県警察本部に置かれた課室であるときは、それぞれ県教育委員会教育長又は県警察本部長とする。以下同じ。）の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、不認定の処分をすることとなる。
- (5) 所管課においては、諮問に対する答申があった後、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、公益認定又は不認定の処分をするものとする。なお、不認定の処分をする場合は、処分の通知に理由を明記するものとする。
- (6) 認定法第10条の規定に基づく公益認定の公示は、所管課の長が知事の名において、PICTISにより行うものとする。

第3 認定後の申請に関する事務

1 変更認定の申請

- (1) 総括課は、認定法第11条の規定に基づく変更認定の申請を行おうとする公益法人から申請の前に相談を受けるように努め、事務手続きが円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。
- (2) 総括課の長は、認定法第11条第2項に規定する変更認定申請書の提出があった場合は、形式審査（必要に応じて申請書類の補正又は修正を求めるものとする。）を行った上、必要に応じて、認定法第11条第4項において準用する認定法第8条第1号の規定に基づく許認可等行政機関への意見聴取を知事の名において行うものとする。

- (3) 総括課においては、認定法第 11 条第 2 項に規定する変更認定申請書を提出した法人（以下「変更認定申請法人」という。）からの提出書類、許認可等行政機関からの意見等により、欠格事由の該当の有無を確認し、必要に応じて、欠格事由審査結果概要を作成する。
- (4) 総括課の置かれた部の長（県教育委員会事務局にあつては県教育委員会教育長、県警察本部にあつては県警察本部長とする。以下同じ。）は、申請について、変更認定申請法人が認定法第 11 条第 4 項において準用する認定法第 6 条（第 2 号を除く。）に規定する欠格事由のいずれかに該当する場合を除き、申請概要書及び諮問書を作成の上、認定法第 51 条において準用する認定法第 43 条第 1 項の規定に基づく許認可等行政機関の意見を付して、審議会へ諮問を行うものとする。なお、欠格事由に該当する場合は、総括課は、審議会への諮問を行わず、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、不認定の処分をすることとなる。
- (5) 総括課においては、諮問に対する答申があつた後、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、認定又は不認定の処分をするものとする。なお、不認定の処分をする場合は、処分の通知に理由を明記するものとする。
- (6) 認定法第 11 条第 4 項において準用する認定法第 10 条の規定に基づく変更認定の公示は、総括課の長が知事の名において、PICTIS により行うものとする。
- (7) 総括課の長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号。以下「認定法施行規則」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、(2) の申請が他の公益法人との合併に伴うものである場合にあっては当該他の公益法人を所管する行政庁、事業の譲渡に伴うものであって当該譲渡を受ける者又は譲渡をする者が公益法人である場合にあっては当該公益法人を所管する行政庁にその旨を知事の名において通知するものとする。また、必要に応じて、認定法施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき通知を受理し、又は同条第 3 項若しくは認定法施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づき知事の名において通知するものとする。

2 合併による地位の承継の認可の申請

- (1) 総括課は、認定法第 25 条の規定に基づく合併による地位の承継の認可の申請を行おうとする公益法人から申請の前に相談を受けるように努め、事務手続きが円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。
- (2) 総括課の長は、認定法第 25 条第 1 項に規定する合併による地位の承継の認可申請書の提出があつた場合は、形式審査（必要に応じて申請書類の補正又は修正を求めるものとする。）を行った上、必要に応じて、同条第 4 項において準用する認定法第 8 条の規定に基づく関係行政機関等（許認可等行政機関、県警察本部長等）への意見聴取を知事の名において行うものとする。
- (3) 総括課においては、認定法第 25 条第 1 項に規定する合併による地位の承継

の認可申請書を提出した法人（以下「合併申請法人」という。）からの提出書類、関係行政機関等からの意見等により、欠格事由の該当の有無を確認し、必要に応じて、欠格事由審査結果概要を作成する。

- (4) 総括課の置かれた部の長は、申請について、合併申請法人が認定法第6条に規定する欠格事由のいずれかに該当する場合を除き、申請概要書及び諮問書を作成の上、許認可等行政機関の意見聴取をしたときは、認定法第51条において準用する認定法第43条第1項の規定に基づき許認可等行政機関の意見を付して、審議会へ諮問を行うものとする。なお、欠格事由に該当する場合は、審議会への諮問を行わず、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、不認可の処分をすることとなる。
- (5) 総括課においては、諮問に対する答申があった後、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、認可又は不認可の処分をするものとする。なお、不認可の処分をする場合は、処分の通知に理由を明記するものとする。
- (6) 認定法第25条第4項において準用する認定法第10条の規定に基づく合併による地位の承継の認可の公示は、総括課の長が知事の名において、PICTISにより行うものとする。
- (7) 総括課の長は、(2)の申請が他の公益法人との合併に伴うものである場合は、認定法施行規則第43条第1項の規定に基づき、知事の名において、直ちに当該他の公益法人を所管する行政庁に通知するものとする。また、必要に応じて、同条第2項の規定に基づき通知を受理し、又は同条第3項に基づき知事の名において通知するものとする。

3 公益認定の取消の申請

総括課は、公益法人から認定法第29条第1項第4号に規定する公益認定の取消申請書の提出があったときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、公益認定を取り消すものとする。

第4 公益法人の監督に関する事務

1 届出・提出書類の処理

- (1) 公益法人に係る次の届出及び書類の提出は、所管課において受け付けるものとし、その受付事務については第4章第2による。
 - ア 認定法第13条第1項の規定による変更の届出
 - イ 認定法第22条第1項の規定による財産目録等
 - ウ 認定法第24条第1項第1号の規定による合併の届出
 - エ 認定法第24条第1項第2号の規定による事業の全部又は一部の譲渡の届出
 - オ 認定法第24条第1項第3項の規定による公益目的事業の全部の廃止の届出
 - カ 認定法第26条第1項の規定による解散の届出
 - キ 認定法第26条第2項の規定による残余財産の引渡しの見込みの届出又は

当該届出の変更の届出

- ク 認定法第 26 条第 3 項の規定による清算の終了の届出
- ケ 認定法施行規則第 8 条第 3 項の規定による変更の認定後の定款及び登記事項証明書
- コ 認定法施行規則第 8 条第 4 項又は第 41 条第 4 項若しくは第 42 条第 4 項の規定による合併により消滅する公益法人に係る書類
- サ 認定法施行規則第 41 条第 3 項の規定による合併等の届出後の変更に係る書類
- シ 認定法施行規則第 42 条第 3 項の規定による合併による地位の承継の認可後の定款及び登記事項証明書
- ス 認定法施行規則第 50 条第 1 項の規定による公益目的取得財産残額の変動の報告書
- セ 認定法施行規則第 51 条第 1 項の規定による公益目的取得財産残額相当財産の贈与契約成立後の報告書

- (2) 総括課の長は、(1) のアの届出があった場合は、必要と認めるときは、認定法第 56 条の規定に基づき、警察への照会等協力依頼をして認定法第 6 条第 1 号ニ及び 6 号に規定する事由の有無について確認するものとする。
- (3) 総括課の長は、(1) のア、イ、ウ、カ、キ若しくはクの届出があった場合は、提出された書類の写し等を、知事の名において、審議会に送付するものとする。
- (4) 総括課の長は、(1) のア、ウ、エ、オ、カ若しくはクの届出があった場合は、それぞれその旨を知事の名において、PICTIS により公示するものとする。
- (5) 総括課においては、(1) の届出又は書類の提出により、PICTIS の記載事項の変更が必要なときは、速やかに当該事項を修正するものとする。
- (6) 行政監察・法人指導課の長は、(1) のイの財産目録等については、閲覧又は謄写の請求があったときは、第 4 章第 1 に定めるところにより処理するものとする。

2 報告要求・立入検査

- (1) 審議会は、認定法第 59 条第 2 項において読み替えて準用する認定法第 27 条第 1 項の規定に基づき、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関して必要な報告を求めることを決定し、総括課の長に実施させるものとする。
- (2) 総括課の長は、必要に応じて、公益法人に対する欠格事由（認定法第 6 条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものに限る。）に関し、認定法第 27 条第 1 項に規定する報告要求を行うものとする。
- (3) 総括課の長は、(2) の報告要求の結果、当該公益法人が認定法第 29 条第 1 項第 1 号に該当するときは、公益認定を取り消すものとし、その事務については 3 (3) により処理するものとする。

- (4) (1) 及び (2) の報告の求めに係る様式は、別に定める鳥取県公益法人等検査実施要領（以下「検査実施要領」という。）の様式第 5 号によるものとする。
- (5) 立入検査は、定期的実施する定期立入検査と、特定の事項について調査の必要が生じた際に随時実施する随時立入検査の 2 種類とする。
- (6) 行政監察・法人指導課は、審議会と調整の上、毎年度、定期立入検査実施計画を策定するものとする。
- (7) 総括課は、(5) の定期立入検査実施計画に基づき定期立入検査を行うものとする。
- (8) 立入検査に携行する認定法施行規則第 46 条に規定する身分証明書は、総括課において交付するものとする。
- (9) 立入検査については、(5) から (8) のほか検査実施要領により実施するものとする。

3 勧告、命令、公益認定の取消等

(1) 公益法人に対する勧告

ア 審議会から認定法第 54 条において準用する認定法第 46 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する措置勧告）を受けたときは、総括課は、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、認定法第 28 条第 1 項の規定に基づき、当該公益法人に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう知事の名において勧告するものとする。なお、勧告を行う前には、必要に応じて、同条第 5 項の規定に基づく関係行政機関等への意見聴取を知事の名において行うものとする。

イ 総括課は、日常の情報収集などを通じ、公益法人が認定法第 29 条第 2 項に掲げる事項に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で勧告手続を開始することができる。

勧告においては、勧告する措置の内容に応じて適切な期限を定めて、執るべき必要な措置を示すものとする。

この場合において、総括課の置かれた部の長は、認定法第 51 条において準用する認定法第 43 条第 1 項の規定により審議会の諮問を要する勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の諮問を行い、答申を受けるものとする。なお、諮問を行う前には、必要に応じて、認定法第 28 条第 5 項の規定に基づく関係行政機関等への意見聴取を知事の名において行うものとする。

ウ 認定法第 28 条第 2 項の規定に基づく勧告の内容の公表は、総括課の長が知事の名において PICTIS により行うものとする。

(2) 公益法人に対する命令

ア (1) の勧告に従わない公益法人について、審議会から認定法第 54 条に

において準用する認定法第 46 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する命令）を受けたときは、総括課は、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、認定法第 28 条第 3 項の規定に基づき、当該公益法人に対して、知事の名において、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずるものとする。

イ 総括課は、公益法人が正当な理由なく行政庁の勧告に係る措置を講じなかったときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で命令手続を開始することができる。この場合において、総括課の置かれた部の長は、認定法第 51 条において準用する認定法第 43 条第 1 項の規定により審議会の諮問を要する命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の諮問を行い、答申を受けるものとする。

ウ 総括課においては、当該命令が行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条の規定により弁明の機会の付与の手続を要するものであるときは、アの場合においては当該命令を行う前に、イの場合においては諮問を行う前に、同法第 3 章第 2 節又は第 3 節の規定に従って所要の手続を執らなければならない。

エ 総括課の長は、アの命令については、ウの弁明の機会の付与を行う前に、必要に応じて、認定法第 28 条第 5 項の規定に基づく関係行政機関等への意見聴取を知事の名において行うものとする。

オ 認定法第 28 条第 4 項の規定に基づく命令をした旨の公示は、総括課の長が、知事の名において、PICTIS により行うものとする。

(3) 公益認定の取消

ア 知事は、公益法人が認定法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、公益認定を取り消すものとする。

イ 知事は、公益法人が認定法第 29 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、公益認定を取り消すことができる。

ウ 審議会から認定法第 54 条において準用する認定法第 46 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する認定取消）を受けたときは、総括課は、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、認定法第 29 条第 1 項（第 1 号を除く。）又は第 2 項の規定に基づき、公益認定を取り消すものとする。

エ アからウの場合においては、配達証明付内容証明郵便により、その文書を送付するものとする。

オ 総括課は、イ又はウの場合において、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で公益認定の取消手続を開始することができる。この場合において、認定法第 51 条において準用する認定法第 43 条第 1 項の規定に基づく審議会の諮問を要する取消をしようとするときは、あらかじめ、総括課の置かれた部の長の名において審議会の諮問を行い、答申を受けるものとする。

カ 総括課は、当該取消が行政手続法第 13 条の規定により聴聞の手続を要す

るものであるときは、アの場合においては当該取消を行う前に、イ又はウの場合においては諮問を行う前に、同法第 13 条第 2 項各号に該当する場合又は公益法人自ら認定の取消を申請してきた場合を除き、同法第 3 章第 2 節の規定に従って所要の手続を執らなければならない。

キ 総括課は、カの聴聞を行うときは、聴聞期日の 1 週間前までに、その旨を当事者に通知するものとする。この場合においては、配達証明付内容証明郵便により、その文書を送付するものとする。

ク 総括課の長は、アの認定取消については、カの聴聞を行う前に、必要に応じて、認定法第 29 条第 3 項において準用する認定法第 28 条第 5 項の規定に基づく関係行政機関等への意見聴取を知事の名において行うものとする。

ケ 認定法第 29 条第 4 項の規定に基づく命令をした旨の公示は、総括課の長が、知事の名において、PICTIS により行うものとする。

コ 認定法第 29 条第 1 項の規定により公益認定を取り消された公益法人は、名称を一般社団・財団法人に変更したものとみなされるため、総括課の長は、知事の名において、同条第 6 項の規定に基づき当該公益法人の名称の変更の登記を当該公益法人の事務所を所管する登記所に嘱託するものとする。

(4) 公益認定を取り消された法人等に対する公益目的取得財産残額相当額の贈与契約成立の通知

総括課の長は、認定法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公益認定の取消があった場合又は公益法人が合併により消滅する場合（権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 5 条第 17 号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 か月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定法第 30 条第 4 項に基づき、知事の名において、当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人（以下「認定取消法人等」という。）に対し、公益目的取得財産残額及び認定取消法人等と県との間に贈与契約が成立した旨を通知しなければならない。

4 審議会に対する報告等

(1) 総括課の長は、審議会が認定法第 54 条において準用する認定法第 46 条第 1 項の規定による行政庁への勧告をしたときは、認定法第 54 条において準用する認定法第 46 条第 2 項の規定に基づく勧告内容の公表を、知事の名において、PICTIS により行うものとする。また、認定法第 54 条において準用する認定法第 46 条第 3 項に基づき、審議会から当該勧告に基づいて執った措置について報告を求められた場合は、当該措置について報告するものとする。

(2) 総括課の長は、認定法第 53 条第 2 項において準用する認定法第 45 条第 1 項、又は整備法第 140 条において準用する認定法第 135 条第 1 項の規定により、公益法人から提出等のあった財産目録等の写し等を、知事の名において、審議会に送付するものとする。

(3) 総括課の長は、認定法第 53 条第 2 項において準用する認定法第 45 条第 3

項、又は整備法第 140 条において準用する整備法第 135 条第 2 項の規定により、審議会に諮問しないで処分等の措置を講じたときは、知事の名において、その旨を審議会に通知するものとする。

第 3 章 移行法人の監督に関する事務処理

第 1 趣旨

移行法人の監督に関する事務については、この章に定めるところにより処理するものとする。

第 2 申請等に関する事務

1 公益目的支出計画変更認可の申請

- (1) 総括課は、整備法第 125 条の規定に基づく公益目的支出計画の変更認可の申請を行おうとする移行法人から申請の前に相談を受けるように努め、事務手続きが円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。
- (2) 総括課の置かれた部の長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号。以下「整備法施行規則」という。）第 36 条に規定する公益目的支出計画変更認可申請書の提出があった場合は、形式審査（必要に応じて申請書類の補正又は修正を求めるものとする。）を行った上、整備法第 138 条第 2 項において準用する整備法第 133 条第 3 項の規定に基づき、審議会へ諮問を行うものとする。
- (3) 総括課においては、諮問に対する答申があった後、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、知事の名において、整備法第 125 条第 1 項の規定に基づく認可又は不認可の処分をするものとする。なお、不認可の処分をする場合は、処分の通知に理由を明記するものとする。

2 残余財産の処分の承認の申請

総括課においては、整備法施行規則第 48 条第 2 項に規定する残余財産の処分の承認申請書の提出があった場合は、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、知事の名において承認又は不承認の処分をするものとする。なお、不承認の処分をする場合は、処分通知に理由を明記するものとする。

3 公益目的財産額確定に係る手続

総括課の長は、整備法施行規則第 33 条第 1 項の規定による公益目的財産額及びその計算額を記載した書類等の提出があった場合において、当該公益目的財産額に誤りがないと認めるときは、同条第 3 項の規定に基づく通知を行うものとする。なお、公益目的財産額が零以下の額であるときは、同条第 4 項の規定

に基づき、知事の名において、整備法第 123 条第 1 項の規定の適用がない旨を併せて通知するものとする。

4 公益目的支出計画実施完了確認請求

総括課の長は、整備法第 124 条の規定による確認請求書の提出があった場合は、整備法に基づき公益目的支出計画の実施が完了したと認めるときは確認処分通知書により、完了したと認められないときは未確認処分通知書により、知事の名において、当該移行法人に通知するものとする。

第 3 移行法人の監督に関する事務

1 届出・提出書類の処理

(1) 移行法人に係る次の届出及び書類の提出は、所管課において受け付けるものとし、その受付事務については第 4 章第 2 による。

ア 整備法第 125 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定による変更の届出

イ 整備法第 125 条第 3 項第 3 号の規定による残余財産の帰属に関する届出

ウ 整備法第 125 条第 3 項第 4 号の規定による存続期間等に関する届出

エ 整備法第 125 条第 3 項第 5 号の規定による解散の届出

オ 整備法第 126 条第 1 項の規定による移行法人が合併した場合の届出

カ 整備法第 126 条第 6 項の規定による合併により消滅した移行法人の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたものとみなされた旨の届出

キ 整備法第 127 条第 3 項の規定による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出

ク 整備法第 132 条第 2 項の規定による移行法人が公益認定を受けた場合の移行法人の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたものとみなされた旨の届出

(2) 総括課においては、(1) の届出又は書類の提出により、PICTIS の記載事項の変更が必要なときは、速やかに当該事項を修正するものとする。

(3) 行政監察・法人指導課の長は、(1) のキの公益目的支出計画実施報告書については、閲覧又は謄写の請求があったときは、第 4 章第 1 に定めるところにより処理するものとする。

2 報告要求・立入検査

(1) 審議会は、移行法人が整備法第 128 条第 1 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、整備法第 1 章第 4 節第 5 款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し必要な報告を求めることを決定し、総括課の長に実施させるものとする。

(2) (1) の報告の求めに係る様式は、別に定める検査実施要領の様式第 9 号によるものとする。

(3) 立入検査に携行する整備法施行規則第 47 条に規定する身分証明書は、総括

課において交付するものとする。

(4) 立入検査については、(3)のほか検査実施要領により実施するものとする。

3 勧告、命令、移行認可の取消等

(1) 移行法人に対する勧告

ア 審議会から整備法第 141 条において準用する整備法第 136 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する措置勧告）を受けたときは、総括課は、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上、整備法第 129 条第 1 項の規定に基づき、知事の名において、当該移行法人に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

イ 総括課が、日常の情報収集などを通じ、勧告を行うべき事実を把握したときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で勧告手続を開始することができる。

勧告においては、勧告する措置の内容に応じて適切な期限を定めて、講ずるべき必要な措置を示すものとする。

(2) 移行法人に対する命令

ア 総括課は、(1)の勧告に従わない移行法人について、審議会から整備法第 141 条において準用する整備法第 136 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する命令）を受けたときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、整備法第 129 条第 2 項の規定に基づき、知事の名において、当該移行法人に対して、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずるものとする。

イ 総括課は、移行法人が正当な理由なく行政庁の勧告に係る措置を講じなかったときは、総括課の置かれた部の長の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で命令手続を開始することができる。この場合において、総括課の置かれた部の長は、整備法第 138 条第 2 項において準用する整備法第 133 条第 3 項の規定により審議会の諮問を要する命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の諮問を行い、答申を受けるものとする。

ウ 総括課は、当該命令が行政手続法第 13 条の規定により弁明の機会の付与の手続を要するものであるときは、アの場合においては当該命令を行う前に、イの場合においては諮問を行う前に、同法第 3 章第 2 節又は第 3 節の規定に従って所要の手続を執らなければならない。

(3) 移行認可の取消

ア 審議会から整備法第 141 条において準用する整備法第 136 条第 1 項の規定に基づく行政庁への勧告（法人に対する認可の取消）を受けたときは、総括課は、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、整備法第 131 条第 1 項に規定する移行認可を受けた認可申請法人に対する認可取消をするものとする。この場合においては、配達証明付内容証明郵便によ

り、その文書を送付するものとする。

イ 総括課の置かれた部の長は、知事の決裁（総務部長への合議を行うこと。）を受けた上で、独自の判断で移行認可の取消手続を開始することができる。この場合において、総括課の置かれた部の長は、整備法第 138 条第 2 項において準用する整備法第 133 条第 3 項の規定に基づく審議会の諮問を要する取消をしようとするときは、あらかじめ、審議会の諮問を行い、答申を受けるものとする。

ウ 総括課は、当該取消が行政手続法第 13 条の規定により聴聞の手続を要するものであるときは、アの場合においては当該取消を行う前に、イ又はウの場合においては諮問を行う前に、同法第 13 条第 2 項各号に該当する場合を除き、同法第 3 章第 2 節の規定に従って所要の手続を執らなければならない。

エ 総括課は、ウの聴聞を行うときは、聴聞期日の 1 週間前までに、その旨を当事者に通知するものとする。この場合においては、配達証明付内容証明郵便により、その文書を送付するものとする。

4 審議会に対する報告等

(1) 総括課は、審議会から整備法第 141 条において準用する整備法第 136 条第 1 項の規定による勧告を受け、行政庁への勧告をしたときは、同条第 2 項に基づく当該勧告内容の公表を、PICTIS により行うものとする。また、同条第 3 項に基づき、審議会から当該勧告に基づいて執った措置について報告を求められた場合は、当該措置について報告するものとする。

(2) 総括課の長は、整備法第 140 条において準用する整備法第 135 条第 1 項の規定に基づき、知事の名において、移行法人から提出等のあった計算書類等の写しを直ちに審議会に送付するものとする。

(3) 総括課の長は、整備法第 140 条において準用する整備法第 135 条第 2 項の規定に基づき、知事の名において、審議会に諮問しないで処分等の措置を講じたときは、その旨を審議会に通知するものとする。

第 4 章 雑則

第 1 情報公開に関する事務

1 行政監察・法人指導課においては、PICTIS を利用した情報公開に努めるものとする。

2 認定法第 22 条第 2 項及び整備法第 127 条第 4 項の規定による閲覧又は謄写は、行政監察・法人指導課において行うほか、PICTIS を用いて対応する。

ただし、役員名簿又は社員名簿の閲覧又は謄写の請求については、認定法第 22 条第 3 項の規定に基づき個人の住所に係る記載の部分を除外するものとする。

3 認定法第 10 条、第 11 条第 4 項、第 13 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 4 項、第 26 条第 4 項、第 28 条第 4 項及び第 29 条第 4 項並びに認定法第 28 条第 2 項、認定法第 52 条において準用する認定法第 44 条第 1 項の規定による公表は、PICTIS により行うものとする。

第2 書類の受付等に関する事務

- 1 第2章から第3章までに掲げる申請書、届出書、提出書類等(以下「申請書等」という。)は、PICTISに登録されたときに所管課及び総括課に提出されたものとする。
但し、総括課に提出等する必要がない場合を除き、申請書等が紙により所管課に提出されたときは、所管課において、内容が整っていることを確認した上で、直ちに総括課へ提出するものとする。
- 2 所管課における申請書等の受け付けが確実に行われるように行政監察・法人指導課においては、PICTISにおける所管課の登録を遺漏なく行うこととする。また、機構改革等により所管課の異動が生じる場合は、異動前に遅滞なく所管課の長は行政監察・法人指導課長に所管の異動を伝えるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年7月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月18日から施行する。